

生活介護事業・自立訓練事業

運 営 規 程

ほほえみ八木 通所介護事業所

生活介護事業・自立訓練事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は社会福祉法人 南丹市社会福祉協議議会 が開設する ほほえみ八木通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う基準該当生活介護・自立訓練の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理・運営に関する事項を定め、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適切かつ円滑な基準該当生活介護・自立訓練の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者に対して一定の期間にわたり、地域生活を営む上で、身体機能、生活能力の維持・向上等のため、必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 前2項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ほほえみ八木通所介護事業所
- (2) 所在地 京都府南丹市八木町西田山崎17番地

(職員の職種、員数)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管 理 者 1名
- (2) サービス管理責任者 1名以上
- (3) 看護職員 1名以上
- (4) 機能訓練指導員 1名以上
- (5) 生活支援員 1名以上
- (6) その他の補助職員 1名以上

(営業日及び営業時間)

第5条 本事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営 業 日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用者の定員は、5人とする。

(内 容)

第7条 基準該当生活介護（自立訓練）の内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活介護（自立訓練）計画の作成
- (2) 理学療法や作業療法等の身体機能のリハビリテーション
- (3) 歩行訓練、コミュニケーションや家事等の訓練
- (4) 日常生活上の相談支援
- (5) 関係サービス機関との連絡調整等の支援

(6) (2) ~ (5) を通じて、地域生活への移行、地域生活を営む能力の向上を目的として、サービス期間を限定し、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、必要な訓練等を実施するものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 利用者は、故意に施設にいかなる損害も与えてはならない。明らかに故意による行為によって施設が損害を受けたと判断された場合は、利用者及び保護者から損害の一部又は全額を弁償させることができる。

(支給決定障害者等から受領する費用の額)

第9条 基準該当生活介護（自立訓練）を提供した際には、支給決定障害者から当該基準該当生活介護（自立訓練）に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない基準該当生活介護（自立訓練）を提供した際は、支給決定障害者から障害者自立支援法（以下「法」という。）第29条第3項の規定により算定された訓練等給付費又は法第30条第2項の規定により算定された特例訓練等給付費の額に90分の100（法第31条の規定が適用される場合にあつては、100分の100を市町村特例割合で除して得た割合）を乗じて得た額の支払いを受けるものとする。

3 次に定める費用については、支給決定障害者から徴収する。

(1) 食事代 650円

(2) おやつ代 60円

(3) 日用品費等その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるものの実費

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ支給決定障害者に対し、サービス内容及び費用について説明を行ない、同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該費用に係る領収証を交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第10条 事業所は、支給決定障害者の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に指定障害福祉サービスを受けたときは、当該支給決定障害者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。

2 前項の場合において、利用者負担額等合計額が、負担上限月額（令第17条第1項に規定する負担上限月額をいう。）を超えるときは、事業所は、当該基準該当障害福祉サービスの状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、南丹市全域とする。

(主たる対象者の障害の種類)

第12条 事業の主たる対象者とする障害の種類

(1) 身体障害者（18歳未満の者を除く）

(2) 知的障害者（18歳未満の者を除く）

(非常災害対策)

第13条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(緊急時における対応方法)

第14条 基準該当生活介護（自立訓練）の提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(虐待の防止のための措置)

第15条 事業所は、障害者等の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための指針の整備
 - (2) 虐待の防止の対策を検討する委員会の定期的な開催、およびその結果の従業者への周知徹底
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための定期的な研修の実施
 - (4) 苦情解決体制の整備
 - (5) 成年後見制度の利用支援
 - (6) 前5号に掲げる措置を適切に実施するための責任者の選定
- 2 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等障害者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第16条 事業者は、生活介護・自立訓練事業の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施

(苦情解決)

第17条 提供した基準生活介護（自立訓練）に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供した基準生活介護（自立訓練）に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは基準該当生活介護（自立訓練）事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 提供した基準該当生活介護（自立訓練）に関し、法第11条第2項の規定により都道府県が行う報告若しくは基準該当生活介護（自立訓練）の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 提供した指定生活介護（自立訓練）に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの

質問若しくは指定生活介護（自立訓練）事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 5 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんのできる限り協力するものとする。

（従業者の研修）

第18条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時 採用後6か月以内
- (2) 継続 年3回

（業務継続計画の策定等）

第19条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する生活介護・自立訓練事業の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 当事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第20条 当事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、事業所職員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、事業所職員に対し、感染症の予防及びまん延の予防のための研修及び訓練を定期的実施する。

（その他運営についての重要事項）

第19条 事業所は、利用者に対し適切な基準該当生活介護（自立訓練）を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておくものとする。

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

5 事業者は、利用者に対する基準該当生活介護（自立訓練）の提供に関する諸記録を整備し、当該基準該当生活介護（自立訓練）を提供した日より5年間保存する。

6 事業所は、適切な生活介護・自立訓練事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより事業所職員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人南丹市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成18年10月 1日から施行する。
- この規程は、平成19年 6月 1日から施行する。
- この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。